

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市温泉入浴送迎支援事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	利用者の利便性及び市民の入浴の機会を向上させるため、市の温泉施設を運営している事業者が行う送迎活動に係る経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	市から温泉施設を借受けて、その管理運営を行う者
補助対象経費	送迎に係る賃金、燃料費、印刷製本費、委託料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1 施設あたり上限150万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3/5
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 入浴の利用者を増やすことが健康寿命日本一を達成するための市の施策として必要なため、1/2を超えて補助する。
数値目標等	A 数値化
	運行回数（R3年度 3施設合計300回） ○目標に対する費用対効果（計算式）
補助制度開始	平成30年4月1日
	令和5年9月30日
見直し時期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象者に直接案内するほか、回覧版やHP等で周知する
事業担当	（担当部署） 市民生活課 温泉施設係
	（電話番号） 0259-63-3115